

## 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	徳島南部自動車道開通に関する新聞広告
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 安永 一夫 徳島県徳島市上吉野町3-35
契約締結日	令和 8年 1月 27日
契約の相手方の 氏名及び住所	一般社団法人徳島新聞社 徳島市中徳島町2-5-2
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 2, 046, 000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 2, 046, 000-
随意契約による こととした理由	<p>本役務は令和8年3月8日に開通を予定している徳島南部自動車道（小松島南IC～阿南IC）について開通日等の周知を行うものである。</p> <p>当該道路の積極的な利用を促進するほか、開通に伴い周辺の交通形態が変化する恐れがあり開通日時や交通形態の変化については徳島県全域の県民に幅広く周知を行う必要があり、徳島県内全域が販売の対象であること、毎日配達を行う新聞社が本件作業を行う要件である。</p> <p>（一社）徳島新聞社発行の「徳島新聞」は、徳島県内の販売部数上位3社の新聞社において販売部数と広告料金を比較検討した結果、新聞1部あたりの費用対効果が他社と比較して著しく有利な価格であり、県内販売部数及び世帯普及率も高く、十分な広報効果が期待できるため、本役務の目的を達成するのに最も有利となる。</p> <p>よって、会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第4号ロにより、（一社）徳島新聞社と随意契約を行うものである。</p>
備考	